

平成25年 第2回浜松市議会定例会  
一般質問及び浜松市答弁

質問者 市民クラブ 斉藤晴明

質 問	答 弁
<p>1 行政システムのあり方について</p> <p>区再編の議論をする前提として、将来の社会情勢を見据えた、本庁、区役所、協働センターの行政システムを整理すべきである。</p> <p>急速な少子高齢化や国と地方の財政状況の悪化、行政ニーズの高度化、多様化など、基礎自治体である市町村を取り巻く情勢が大きく変化している中で、行政サービスの水準の維持や多様な行政ニーズに対応していくためには、効率的な行政運営に努め、行財政基盤を強化することが重要となっている。</p> <p>こうした中で、将来を見据えた確固たる行政システムを構築していくためには、</p> <p>①市民サービスを考える上で、交通弱者である高齢者や多様化する住民へのきめ細やかな対応 区役所 → 協働センター</p> <p>②人口減少が進む中で、財政規律を確保していくことは重要で、業務の効率化、コスト縮減は至上命題である。 区役所 → 本庁</p> <p>③区役所設置のそもそも論 区役所 → 本庁・協働センター</p> <p>を基本にすべきと考える。 そこで、以下の点について伺う。</p> <p>(1) 本年4月より、各区において地区自治会連合会を対象として、現状の「区制」への意見聴取をしているが、現時点での意見集約はどのような内容であるのか伺う。</p> <p>(2) 市民アンケートについて、もっと本庁、区役所、協働センターの将来像を見据えた行政システムを議論する中で、検討すべきと考えるが、現在、市民アンケートについてどのように考えているのか伺う。</p> <p>(3) 市長は「7区は合理的基準でつくったものではない」と述べているが、真意はどこにあるのか伺う。</p>	<p>市長 (1)、(2)、(3)</p> <p>現在、意見を集約している段階で、比較的多く聞かれた意見としては、「区の権限、財源を拡大すべき」、「現在の区役所サービスに特段の不满はないが、高齢者等に配慮し、頻繁に利用するサービスは協働センター等、より身近な所で実施してもらいたい」などがあった。その他、区の再編ということが念頭にあったためか、「区役所等がなくなると住民サービスが低下するのではないか」という意見があった一方で、「区の数が多すぎる」などの声も聞かれた。自治会連合会や区協議会との意見交換を通じ、各区・地域における行政ニーズなどが異なっているということを改めて確認することができた。また、政令指定都市移行後の6年の間にも、予想を超える社会経済状況の大きな変化があり、行政サービスや行財政に対する市民意識</p>

質 問	答 弁
<p>(4) 本年 4 月より、公民館、市民サービスセンターが協働センターとしてスタートした。協働センター条例第 3 条第 1 号では「地域住民による地域づくりに関する活動の支援に関する事業を行う」とあるが、具体的にどのような支援であるのか伺う。</p> <p>(5) 協働センターに変更されたことにより、本庁、区役所、協働センターそれぞれの役割はどのように変更されるのか伺う。</p> <p>(6) 以上のことを総合すると、あえて言うならば旧浜松・雄踏・舞阪で一つ、旧浜北・引佐 3 町、天竜区で二つの区が理想と考えるが、それでは人口規模がかなりいびつな区編制となってしまう。</p> <p>そこで、旧浜松市以外の 11 市町村では、長期にわたり歴史や文化、経済活動の拠点としていたことに十分配慮した協働センター、区役所とし、基本的には、市民サービスを区役所から地域に密着した協働センターにできる限り集中し、本庁には区役所からできる限り業務を集約して、コストを縮減し、行政システムの簡素化と大胆な人員配置をすべきであると考えるが伺う。</p>	<p>にも影響を及ぼしていると思われる。市民アンケートは、こうした市民意識の変化や市民の想いを汲み上げるためにも有効な手法と考える。しかしながら、まずは、現行の区役所サービスの検証を踏まえ、今後の区政のあり方に関する議論を進めることが重要であると考えている。現在の区割りには、十分議論され、行政区画等審議会の審議、市議会の議決を経て決定したものであり、重いものであると認識している。しかしながら、普遍的に正しい区割りというものはないという趣旨で、「合理的基準でつくったのではない」と申し上げたもので、社会経済状況や市民意識などの変化に応じて、常に見直しを行う必要があると考えている。</p> <p>市長 (4)、(5)、(6)</p> <p>具体的には、地域からの意見・要望・相談などを受け止め、地域、行政それぞれが抱える課題を一緒になって解決するよう取り組むとともに、必要に応じて、地域のさまざまな市民活動団体が連携して力を発揮できるよう、地域コミュニティの組織化の支援などを行うものである。また、地域活動団体が活動を進める際には、その拠り所となるよう支援を行うほか、行政情報コーナーの常設などにより、地域づくりに関する情報提供、活動団体同士の情報交換の推進を行っている。本庁には、全市的・全庁的な視点に立って政策・施策を企画立案するとともに、事業の実施に際してはビジョンや政策との整合性を確保するなど統括者としての役割がある。区役所には、日常的に利用頻度の高い行政サービスの総合的な提供拠点としての機能とともに、住民に対して地域課題の解決に向けたアドバイスをするなどのコーディネーターの役割が求められている。協働センターは、区役所の出先機関として身近に行政サービスが受けられる機能のほか、地域づくりの拠点としての役割を、区役所と一体となって担うものである。平成 25 年 4 月までの 6 年間で、区における課の数及び、職員数は当初の 63 課 1,788 名から 40 課 1,526 名となっている。また、今年度からは協働センターを区役所の出先機関として、今後も市民サービスに対する皆様からのご意見を踏まえ、協働センターの機能を充実させていく。本庁、区役所、協働センターそれぞれの業務について、常にサービス内容の検証を行い、限られた経営資源を有効に配分していくことができるよう、各組織の役割に見</p>

質 問	答 弁
<p>(7) 今後、将来を見据えた確固たる本庁、区役所、協働センターの行政システムの構築を進めるために、専門に取り組む部署を設置すべきと考えるが伺う。</p> <p>2 ファイリングシステムの取り組みについて 平成 21 年 9 月議会のファイリングシステムについての質問に対し、「ファイリングを推進するためのモデル課を設定し、外部の専門的人材の必要性を初め、改善を進めるための課題を検証することにより、なお一層文書管理レベルの向上を図っていく」との答弁があったが、全庁的にどのような対応をしたのか伺う。</p> <p>3 教育について (1) 教職員の多忙化の実態として、新しい課題への対応のため、各種の報告、企画・運営・評価や共通理解、周知のための文書等が必要になっていることや、日常的に授業に抵抗を示す子どもや学習言語が理解できていない外国人や発達障害を抱える子どもなど、従来の指導では対応できない子どもがふえ、また、子どもに対するきめ細かな相談・指導、保護者や関係機関への対応に関しても相当の文書が必要になっているなど、教職員の多忙化の要因は多岐にわたっている。 教職員の多忙化については、教育に対する多様性、社会構造の変化など多数の要因、課題が山積している中で、一つ一つの要因、課題を分析して、「多忙」にかかわりのある業務を見直し、できることから改善に取り組むことが重要である。 そこで、教職員の多忙化の実態と、今後、教職員の再任用制度の活用を含めた具体的な解消策について伺う。</p>	<p>合った人員配置を検討していく。</p> <p>市長 (7) 市民部は、現状の区制度の中で、市民に身近な地域課題の解決、行政サービスの提供に係る調整などを行い、企画調整部は、区のあり方について、市民ニーズや行財政改革の観点から将来に向けた体制づくりの検討を行っている。今後においても、長期的な視点に立った行政システムのあり方については、企画調整部を中心に検討させていく。</p> <p>古橋副市長 2 本市では、平成 21 年度から文書の共有化と削減を目指し、ファイリングを導入した。この取り組みについては、総務部を中心にモデル課を設け、効果の検証を進めてきたところである。その結果、効果としては、職場内で文書の共有化や検索時間の大幅な短縮が図られた。一方、課題は、分類方法など共通の基準づくりの煩雑さや職員の意識改革に時間を要することなどがあった。今後は、現在のファイリングシステムを職場に応じて改善を進めるとともに、職員へのさらなる周知徹底を図り、効率的な事務執行体制を確立していく。</p> <p>教育長 3 (1) 平成 24 年度の勤務の実態として、勤務時間を超えた業務が、月平均で 80 時間以上となる小学校教職員は約 8%、中学校教職員は、土日の部活動指導時間もあり、約 61%という状況である。平成 24 年度に、学校を元気にするプロジェクトを立ち上げ、ワークライフバランスの推進のため、アイデアを出し合い、多忙化解消に向けて取組んだ。また、ご指摘の再任用制度は、定数管理が必要なことから、学校現場での活用には、一定の制約があるが、退職後、区役所の相談業務や生涯学習業務など、間接的に学校現場を支える仕事に就いている方々も多くいる。これからも、退職教員の活用について検討していく。</p>

質 問	答 弁
<p>(2) 特別支援教育は、障がいのある幼児、児童、生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児、児童、生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。本市としても今日まで、先進的に取り組みを進めている。</p> <p>そうした中で、全国的な傾向でもあるが、本市では、小学校の児童数に対する発達支援学級への入級者数の割合は10年前の0.71%から現在1.39%へ、中学校の生徒数に対する発達支援学級への入級者数の割合は10年前の0.76%から現在1.47%へとそれぞれふえている。</p> <p>ふえている原因はさまざまであるが、幼児期からの支援体制を強化していくべきと考える。</p> <p>そこで、より一層、幼児期の支援体制を整備するために、幼稚園、保育園の職員などが、発達障害児の対応法を学ぶなど、幼児期の支援を強化すべきと考えるが、現状と今後の人材育成、人材確保など具体的な対策について伺う。</p>	<p>古橋副市長 3 (2)</p> <p>人材育成につきましては、発達支援教育コーディネーター研修や基幹的職員研修を行っている。また、今年度から、児童発達支援センターが保育所、幼稚園を巡回し、職員等への助言・技術支援を始めた。人材確保については、私立保育所・幼稚園では、支援員の配置を行い、民間保育所や市立幼稚園に対しては、人件費等の一部助成を行っている。今年度は、障がいのある幼児を受け入れている私立幼稚園に対する補助金を増額した。発達障がいのある幼児期の支援は、関係機関が連携を図り、一貫した対応をしていくことが重要であるので、幼児期からの支援体制の一層の強化に取り組んでいく。</p>
<p>(3) 本市における学校施設の耐震化は平成22年度に完了したが、一方で老朽化が進み、長寿命化により今後、さらに増加する見込みである。老朽化した施設が増加する中で、十分な対策が取られているとは言えず、今後は改修・修繕のための費用や維持管理費が大幅に増加することが見込まれる。このまま老朽化した施設を放置すれば隠れ借金となるため、今後、適時適切に対策を講じていくことが重要である。</p> <p>学校施設は、子どもたちの学習・生活の場であるとともに、地域コミュニティの中心、防災拠点の役割を果たす施設であるため、より一層、安全かつ安心な施設環境を確保することが必要である。</p> <p>そこで、基本的な考え方として、長寿命化は進めていくべきであるが、施設修繕費増額も含めた整備方針を示すべきと考えるが伺う。</p>	<p>学校教育部長 3 (3)</p> <p>改修・改築計画により、建築年次の古い建物の状況を分析し、老朽化の程度が高いものは改築し、低いものは大規模改修をすることによって、計画的な施設の長寿命化を図るものである。また、施設設備の維持管理も重要なため、設備保守点検結果や、学校からの整備補修調べにより、劣化状況や不具合を把握し、優先順位をつけるなかで予算を確保するとともに、国の交付金の積極的な活用を図り、適時適切な対策を講じてきている。今後とも、このような整備方針のもと、施設の維持修繕に必要な経費の確保に努めていく。</p>
<p>(4) 本年4月より市長の英断により、本市独自の小学1年の30人学級が実現し、子どもたちは伸び伸びと授業を受け、生活を送ることができている。また、教職員からも子どもたちへの十分な指導ができると、評価と感謝の声が届いている。</p> <p>そこで、来年の小学2年においても、30人学級が着実に実現できるよう考えを伺う。</p>	<p>教育長 3 (4)</p> <p>本年度開始した小学1年生の30人学級編制により、教師と子ども、子ども同士のよりよい人間関係が築かれ、集団生活のルールやマナー、学習習慣、教科の基礎基本の定着が図られている。これらを踏まえ、平成26年度、2年生の30人学級編制の実現に向けて、計画的に準備を進めていく。</p>

質 問	答 弁
<p>4 環境対策、新エネルギー産業について</p> <p>(1) テレビ、冷蔵庫などの特定の家電製品については、特定家庭用機器再商品化法、いわゆる家電リサイクル法により有料で回収されているが、一方で、携帯電話、デジタルカメラなどの小型の家電製品は、有用なレアメタルが含まれ、鉱山ではなく都市に宝の山が眠っていると言われている。</p> <p>こうした中、国において、本年4月に使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律が施行された。本市においては、本年3月1日から65品目の回収が展開されているが、費用対効果も含めた現時点での状況と問題点及び今後のより一層の事業展開について伺う。</p> <p>(2) 低炭素化社会実現のために、全国で20の自治体を選ばれ、本市においても環境省のエコハウスモデル整備事業の補助を受け、平成21年度に事業費約8900万円を投じ、大平台にエコハウスモデル住宅「きづきの森」が完成した。地域に合ったエコハウスの整備や普及活動の展開など、一定の成果を上げてきたが、今日までの実績・成果と、浜松の気候や北遠の木材などの素材の活用など、より一層の事業展開をしていくべきと考えるが伺う。</p> <p>(3) 経済産業省は2010年1月に次世代のエネルギー流通及び社会システムのあり方に対する中間的な取りまとめを発表し、この取りまとめを受け、スマートグリッド、スマートシティーの社会実証地域が公募され、横浜市、豊田市、京都府のけいはんな学研都市、北九州市の4地区が選ばれた。この実証実験は、日本におけるスマートグリッド及びスマートシティーのあり方を見出すことが目標で、同時に、日本が持つ新エネルギーや省エネルギーに関わる技術やスマートグリッド、スマートシティー関連技術を国際的に展開するための、国際標準づくりにおける情報発信力や、システム展開に不可欠な関連企業の起業、進出、発展等を促すことを目指している。</p> <p>そこで、以下の点について伺う。</p>	<p>環境部長</p> <p>4 (1)</p> <p>3月、1ヵ月間の実績としては、個数にして4千個、重量では6.8トンを回収することができ、33万円の売却額となっている。4月以降は、300万円程度が見込まれている。また、課題としては、回収場所や回収対象品目などの情報が市民の皆様には十分行き届いていないことや、回収拠点の増設などがあげられる。今後については、拠点を拡充するとともに、イベントでの回収を通じて情報発信を行うなど、事業の推進を図っていく。</p> <p>4 (2)</p> <p>これまで年平均で約3,000人が来場し、約半数の方から「エコハウスの設計手法を取り入れたい」という感想をいただいている。また、エコハウス推進協議会の会員による新築・改築では、年平均約150件でエコハウスの設計手法が採用された。さらに、昨年度から環境配慮型の優れた新築木造住宅を顕彰する「エコハウスコンテスト」を開催し、市民にとって魅力ある浜松版エコハウスの普及を図っている。今後は、省エネ設備の効果や経費が一目で分かる表示や商業施設などとの連携イベント、コンテスト受賞事例の講演や省エネフェア等によりエコハウスの考え方を広くPRし、住宅の省エネ化を一層推進していく。</p>

質 問	答 弁
<p>ア 本市においても、「浜松市エネルギービジョン（スマートシティ・浜松の構築を目指して）」を公表し、平成 25 年度予算ではスマートグリッド導入支援などを進めて、本市の将来ビジョンとして示している、官民一体で推進する「スマートシティ・浜松」の 4 本柱のうちの「エネルギーマネジメントシステム導入」に向けて、スマートコミュニティの実証を進めるとしているが、具体的にどのような展開をしていくのか伺う。</p> <p>イ あわせて、省エネルギーの視点でのエコハウス事業を新エネルギー推進事業本部に移管し、新エネルギー・再生可能エネルギーと省エネルギーを融合させた新たな拠点として再生できないか伺う。</p>	<p>市長</p> <p>4 (3) ア 本市においても、エネルギービジョンで掲げた「スマートシティ・浜松」を構築するためのスマートコミュニティの実証を進めていく。本年度、スマートコミュニティの可能性調査などに対する補助制度を新たに創設し、6月末までに交付する事業者を決定していく。そして実現性の高い事業については、民間事業者と連携して、国の支援制度を活用しながら着実に実行していく。</p> <p>4 (3) イ 電力を無駄なく効率よく活用する「スマートハウス」や、住宅のエネルギー消費量をゼロにする「ゼロ・エネルギー住宅」のモデルにもなるような新エネルギー・省エネルギーの拠点施設を目指していく。施設の所管については、当面は環境部とし、新エネルギー推進事業本部など関係部局が連携し、施設の有効利用を図っていく。</p>
<p>(4) 未来創造「新・ものづくり」特区について、一昨年 12 月に国から指定を受け、この間、国、県との協議を重ね、市としても努力し、農地の規制緩和などで現行法令等に対応可能とし、今後は国、県、市による調整会議の場を設け、具体的に調整していくことであるが、スピード感が求められている中で、少し期待外れの感は否めない。しかし、現状を踏まえて前に進めていかなければいけない。</p> <p>そこで、工場立地誘導地区（重点エリア）3カ所が設定され、また、新・産業集積エリアについても方針が出され、土地所有者に対して土地利用意向調査を実施しているが、調査結果とそれを踏まえて、今後、期間も含め、具体的にどのような計画で進めていくのか伺う。</p>	<p>伊藤副市長</p> <p>4 (4) 昨年秋に、当該エリアの土地所有者を対象として土地利用に関する意向調査を実施したところ、回答をいただいた252人のうち、3分の2の方々が、農地転用や売却など、新たな土地利用をお考えであることが分かった。調査地域は、従来からみかん栽培を中心とする良好な営農地が多く、三方原用水の二期工事の受益地としても予定されている。このため、当該計画との整合を図りながら、農業、工業が集積する新たな産業集積エリアとして、開発と保全のバランスある土地利用を誘導すべく、調査を行っているところである。なお、今後のスケジュールについては、地権者やご関係の皆様のご意見やご意向を踏まえうえて、具体的な計画を作成していく。</p>
<p>5 農業施策について</p> <p>政府は、耕作放棄地を減らし、農地の集約を進めるための制度改革をまとめた。</p> <p>今回の制度改革案は、都道府県が新設する農地の管理組織が一旦全ての農地を借りて地域ごとにまとめ、専業農家や農業生産法人などに貸し出しをするというものである。</p> <p>法整備も含め、耕作放棄地は、国が主体的に解消に向けて施策を展開しているが、本市としてもさらなる耕作放棄地解消に向けた取り組みが求められ</p>	

質 問	答 弁
<p>ている。</p> <p>そこで、以下の点について伺う。</p> <p>(1) 所有者に耕作の意思がない耕作放棄地は拡大し続けている。2010 年農林業センサスでは、全国の耕地面積に対する耕作放棄地率は 10.6%、静岡県は 20.3%という状況であるが、本市における耕作放棄地の現状と今後のさらなる取り組みについて伺う。</p> <p>(2) 今後の農業は、さまざまな担い手を募ることが重要であることから、民間企業が自由に活動できる環境をつくと同時に、高齢者への就労の機会として農業でも担い手となるよう、企業、団体などさまざまな機関と連携して農業生産法人ファームなどに農地を集約し、一時的に退職者などに就農してもらい、新規就労への道筋を構築するシステムができないか伺う。</p>	<p>農林水産担当部長</p> <p>5 (1)</p> <p>国が公表している2010年世界農林業センサスにおける耕作放棄地率は本市では、22.9%となっている。こうしたなかで、平成21年3月に浜松地域耕作放棄地対策協議会を立ち上げ、規模拡大を図る農業者や新規就農者に耕作放棄地の情報提供や再生費用の助成等を行い、平成22年度から3年間で341ヘクタールの耕作放棄地の解消を行ったところである。平成25年度には、保全管理農地を含めた91.3ヘクタールの耕作放棄地の解消を目的として取り組んでいく。</p> <p>5 (2)</p> <p>多様な担い手の確保が喫緊の課題であると認識している。一方、市民の農業への関心は高まっている中、農業へ気軽に参画できる仕組みを、全市的に展開していく必要があると考えている。また、農地の集約化についても、本市は農地の貸し借り等ができる「農地利用集積円滑化団体」となり、規模拡大を希望する農業者等へ農地の斡旋を図っている。今後は農業者と市民双方のニーズをマッチングできる具体的なシステムづくりを研究していく。</p>
<p>6 鴨江別館を含めた浜松駅から浜松城までの動線の確保について</p> <p>鴨江別館は、平成 22 年に耐震補強工事を実施し、本年 11 月より指定管理により運営され、文化芸術の創造、発信、交流の場として、市民に広く開かれたアートの拠点施設として生まれ変わることになる。</p> <p>また、ザザシティ浜松中央館 5 階に、美術作品を展示する(仮称)子どもアートギャラリーを整備する方針が出されるなど、中心街から西に向かってアートを中心とした街づくりが期待できる。</p> <p>一方、現在、浜松城天守門の整備が進められ、今後、富士見櫓やエントランスゾーンの整備が計画されている。</p> <p>そこで、浜松駅から鍛冶町通りのザザシティを經由して、建築家の中村興資平資料室や木下恵介記念館となっている旧浜松銀行協会、そしてアートの拠点としての鴨江別館、さらに北へ進むとはまホール、さらに中央図書館、そして浜松城、美術館へと</p>	<p>古橋副市長</p> <p>6</p> <p>浜松駅から鴨江アートセンター、浜松城までの動線の確保については、電線の地中化を図ることにより、美しい街並み景観の形成に有効な手段となるが、地中化を図るためには、現状の道路幅員が不足している。いずれにしても、ユニバーサルデザインに配慮した道路整備の方針や、都心における歴史的・文化的資源を有効に活用した都市型観光など、総合的なまちづくりの観点が必要であるので、庁内関係各課により連携を図り、調査・研究していく。</p>

質 問	答 弁
<p>進むこの町並みを、美術アートや音楽、貴重な建築物などさまざまな文化が薫るとともに、観光客も誘導することができる動線として、ユニバーサルデザインに配慮した浜松駅から浜松城までのサインとあわせ、電線の地中化や石畳などで整備し、点から線に、線から面にと展開できないか伺う。</p> <p>7 D I Y (Do It Yourself) を取り入れた市営住宅施策について</p> <p>昨年3月に浜松市営住宅ストック総合活用計画が策定され、市営住宅については、需要に的確に対応し、更新時期を迎えつつある老朽化した大量のストックの効率的かつ円滑な更新、長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減につなげていくこととなった。</p> <p>この計画の策定時では、市内の99団地6288戸に対し、実質空家数は11%強に当たる676戸あり、区別では南区の287戸、西区の165戸、東区の84戸、中区の69戸に次いで、天竜区の33戸となっている。そこで、過疎地域などの定住化促進策の一つとして、UR都市機構が行っている模様がえ基準の見直しや入居者がみずから改修でき、退去時には原状回復を緩和したD I Y住宅などの手法を、市営住宅に導入して、空家解消に取り組むことができないか伺う。</p>	<p>都市整備部長</p> <p>7</p> <p>UR都市機構の賃貸住宅では、平成23年からDIY住宅を試行的に募集している。その内容は、一定の基準の中で、入居者自らが改修を行い、退去時における原状回復義務など緩和したものである。本市においても、天竜区などにおける空家解消への取り組みとして、市営住宅への導入に向けて、詳細な検討を行っていく。</p>